

錦江町農業委員会 5月定例総会会議録

○ 開催日時 令和3年5月25日（火） 午後1時30分から

○ 開催場所 本庁2階会議室

○ 委員（農業委員14人、農地利用最適化推進委員8人）

会長	1番	宿利原 勝吉
会長代理	2番	鈴 一磨
委員	3番	徳永 哲朗
委員	4番	毛下 利美
委員	5番	鳥越 秀一
委員	6番	元丸 敏朗
委員	7番	寺田 郁哉
委員	8番	貫見 和洋
委員	9番	内菌 雄治
委員	10番	鍋 康博
委員	11番	本釜 好子
委員	12番	宿利原 進
委員	13番	安水 純一
委員	14番	坂元 博美

農地利用最適化推進委員	内菌 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	畠中 正秋
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	弓指 義洋

○ 欠席

農業委員 宿利原委員

農地利用最適化推進委員 無し

○事務局職員 書記 折久木まり子・山下 友幸

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

11番 本釜委員

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

7番	寺田委員
8番	貫見委員

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第7号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議案第8号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

○事務局	<p>一同、礼。</p> <p>ただいまから、錦工業農業委員会令和3年5月の定例総会を開催いたします。まず、農業委員会憲章の朗読を、11番、本釜委員にお願いいたします。</p>
○本釜委員	憲章朗読
○事務局	ありがとうございました。次に会長挨拶をお願いします。
○会長	<p>事務局長のお父様がなくなられたとの報告がありました。皆様とともにご冥福をお祈りいたしまして挨拶とさせていただきます。</p> <p>それでは、ただいまより令和3年5月錦江町農業委員会の議事を開会いたします。宿原進委員が欠席をされておりますが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせいたします。それでは錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に7番・寺田委員と8番・貫見委員を指名いたしますのでよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは「会務報告について」を議題としますので、事務局の報告をお願いします。</p>
○事務局	会務報告
○会長	ただいまの会務報告について、質問等ありませんか。
○委員	無し
○会長	<p>無いようですので以上で会務報告を終わり付議事項に入ります。</p> <p>議案第6号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町町に対する要請について」を議題としますので、事務局の説明をお願いします。</p>
○事務局	3ページをご覧ください。貸し人は〇〇さん、池野自治会の方です。申請地は、田代川原字上荻ノ隅37番、地目は田でございます。借り人は〇〇です。貸付期間が令和3年5月26日から令和8年12月14日までであり、小作料金につきましては、水利費を含む〇〇円となっております。担当調査員は貫見委員です。説明は以上です。
○会長	ここで貫見委員の報告をお願いします。
○貫見委員	<p>借り人の〇〇は〇〇が経営法人でございます。この土地が去年、売りたいということで斡旋にも出ておりました。既に田植えも終わっており、圃場周りも綺麗に管理をされておりますので何ら問題ないと思います。</p> <p>審議のほどよろしく申し上げます。</p>
○会長	事務局の説明並びに担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	<p>質疑なしと認め採決いたします。</p> <p>お諮りします。議案第6号については原案のとおり許可することにご意義ありませんか。</p>

○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。従いまして議案第 6 号については原案のとおり許可することに決定しました。 次に議案第 7 号「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	まず 5 ページですが、耕地面積・総農家戸数等は農林業センサスの数値で記載してありますのでお目通し願います。続いて 6 ページですが、令和 2 年度の利用集積関係は達成状況が 108%でありました。次に 7 ページ、新規参入について 3 名の新規参入があり、達成率は 100%となったところですが、面積については 25%にとどまりました。続いて 8 ページは遊休農地関係です。解消につきましては達成状況が 116%となりました。次に 11 ページ、農地所有適格法人の数が 9 となっておりますが、町内法人が 9 であって、町外法人も含まないといけないということで、12 法人に修正していただきたいと思います。 以上で説明を終わります。
○会長	事務局からの説明がありましたが質問はありませんか。
○安水委員	解消目標面積が 5ha、実績は 5.8ha となっており、達成助教は 116%と説明がありましたが、どのあたりが解消されたのですか
○事務局	田代地区の荒れた茶園を、借主の法人が抜根作業から行い、その後野菜を植えたりするというので、その解消面積が大きかったということです。
○会長	他にありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑は無いようですので採決いたします。 お諮りします。議案第 7 号については原案のとおり許可することにご意義ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。 従いまして議案第 7 号については原案のとおり決定いたしました。 次に議案第 8 号「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について審議いたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	15 ページの 1 番下をご覧いただきたいと思います。参入目標数、10 経営体、参入目標面積としては 2 ヘクタールとしております。16 ペーに遊休農地の解消目標を 5ha としております。荒れかけているというところがありましたら早目の対応をお願いして、解消に向けていただきたいと思います。 説明は以上です
○会長	事務局からの説明がありましたが質問はありませんか。
○元丸委員	16 ページですが、利用状況調査で毎年回っても B 判定というところがたくさんあるのですがそういうところはどうすればいいのですか。
○事務局	場所によってはそういうところが多いと思います。事務局としても、今年度

	からは、国・県からの指導もあることから、積極的に非農地判断を進めていきたいと思っておりますので皆様がたのご協力をお願いいたします。
○元丸委員	数年耕作されていない農地は、非農地として進めてもいいのですか。
○事務局	はい。進めていただければと思います。
○会長	他にありませんか
○委員	無し
○会長	質疑無しと認め採決いたします。 お諮りします。議案第8号については原案のとおり決定することにご意義ありませんか
○委員	異議なし
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案8号については、原案のとおり決定しました。 以上で令和3年5月錦江町農業委員会定例総会の付議事項の協議を終了いたします。
○事務局	姿勢を正してください。以上で定例総会を終了します。一同、礼。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長 _____

7 番 _____

8 番 _____

議事録調整者 _____